

平成 22 年第 4 回 鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会 定 例 会 会 議 録

~~~~~

## 議 事 日 程

平成 22 年 11 月 2 日 午後 2 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 14 号 専決処分について（平成 22 年度鳥取県西部広域行政  
管理組合一般会計補正予算（補正第 1 回））
- 議案第 15 号 専決処分について（鳥取県西部広域行政管理組合消  
防手数料条例の一部を改正する条例の制定につい  
て）
- 議案第 16 号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 平成 21 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計  
等の決算認定について
- 第 4 組合事務一般に対する質問
- 第 5 議案第 14 号～議案第 17 号

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1～第 5

~~~~~

出席議員（15人）

|     |      |     |       |     |       |
|-----|------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 野坂道明 | 3番  | 渡辺照夫  | 4番  | 笠谷悦子  |
| 5番  | 石橋佳枝 | 6番  | 伊藤ひろえ | 7番  | 遠藤通   |
| 8番  | 松下克  | 9番  | 平松謙治  | 10番 | 橋井満義  |
| 11番 | 野口俊明 | 12番 | 石上良夫  | 13番 | 長谷川盟  |
| 14番 | 福原實  | 15番 | 佐々木秀明 | 16番 | 越峠恵美子 |

~~~~~

欠席議員（1人）

2番 渡辺穰爾

~~~~~

説明のため出席した者

|            |       |      |            |      |      |
|------------|-------|------|------------|------|------|
| 管理者        | 米子市長  | 野坂康夫 | 副管理者       | 境港市長 | 中村勝治 |
| 副管理者       | 日吉津村長 | 石操   | 〃          | 大山町長 | 森田増範 |
| 〃          | 伯耆町長  | 森安保  | 〃          | 日南町長 | 増原聡  |
| 〃          | 日野町長  | 景山享弘 | 〃          | 江府町長 | 竹内敏朗 |
| 〃          | 米子副市長 | 角博明  | 教育長        |      | 北尾慶治 |
| 事務局長       |       | 谷上道夫 | 消防局長       |      | 桑名強  |
| 事務局次長兼総務課長 |       | 足立信二 | 消防局次長兼総務課長 |      | 亀尾崇  |

事務局次長  
兼環境資源課長

末吉孝博

事務局次長兼広域  
ごみ処理計画課長

本池辰郎

事務局施設課長

斉木豊司

事務局総務課課長補佐  
兼入札財政係長

神庭千秋

~~~~~

事務局の職員

事務局総務課庶務係長
(議会事務担当)

足立秀憲

~~~~~

### 午後 2 時 00 分 開会

○議長（渡辺照夫） これより、平成 22 年第 4 回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸般の報告

○議長（渡辺照夫） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

渡辺穰爾議員から、都合により本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、地方自治法第 292 条において準用する同法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため、出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果については、お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承願います。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

### 第 1 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺照夫） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 47 条の規定により、9 番、平松議員及び 11 番、野口議員を指名いたします。

~~~~~

第2 会期の決定

- 議長（渡辺照夫） 次に日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

## 第3 議案第14号～議案第17号

- 議長（渡辺照夫） 次に、日程第3、議案第14号から議案第17号までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

- 管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、一括ご上程をいただきました、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第14号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年8月27日に専決処分をいたしました平成22年度 鳥取県西部広域行政管理組合 一般会計予算の第1回補正についてご報告を申し上げ、ご承認をお願いするものでございまして、今回の補正は、歳出におきましてエコスラグセンター2号溶融炉の空気予熱器耐火材、及び内筒の緊急補修工事に係る経費を新規計上したものでございます。

あわせて、契約済みの工事費につきましても入札契約実績により、減額をいたしております。

次に、この歳出補正の財源となります歳入につきましましては、歳出補正額と同額の市町村負担金をお願いするものでございます。その結果、今回の補正予算におきましては、歳入歳出それぞれ655万2千円を増額し、補正後の予算額を57億3,534万7千円といたしております。

続きまして、議案第15号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年9月21日に専決処分をいたしました鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部改正についてご報告を申し上げ、ご承認をお願いするものでございまして、今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正す

る政令が、平成22年10月1日に施行され、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る手数料の引き下げが行われることから、本組合においても政令の改正に従い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第16号は、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてお願いをするものでございまして、今回の改正は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成22年12月1日から施行されることとなり、住宅用防災警報機又は住宅用防災警報設備を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを追加することとなったことから、本組合においても省令の改正に従い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第17号は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成21年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計及び鳥取県西部ふるさと振興事業特別会計の決算を議会の認定に付するものでございまして、去る8月30日に村山、渡辺両監査委員のご出席をいただき、関係諸帳簿並びに証拠書類をもとに、慎重審議をいただいたものでございます。

決算の詳細並びに審査の結果につきましては、お手元に配布いたしております決算書のほか、歳入歳出決算等審査意見書、決算に係る主要な施策の説明書及び歳入歳出決算に関する説明書をご参照いただき、説明を省略させていただきますのでご了承を賜りたいと存じます。

以上、各議案につきまして、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

~~~~~

第4 組合事務一般に対する質問

○議長（渡辺照夫） 次に、日程第4、組合事務一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

始めに、野坂議員。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。自席で。

○1番（野坂道明） そうしますと、2点についてお尋ねします。

まず、通告で言うと1点目でございますね。エコスラグセンターに関する会計検査院の指摘事項についてから質問させていただきます。4点ございますので、4点一括して説明をお願いします。

まず、1点目。今回の結果、会計検査院の指導に至る経緯と指摘内容をお尋ねします。

2点目、指摘事項に対して、今まで、どの指摘事項に対して、どのような対応をとられるのかお尋ねします。

3点目、下水道汚泥処理に関しまして、今後エコスラグセンターを利用しない場合、補助金の返還はどのようになるのか、あるいは、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

4点目、平成28年度以降の西部圏域のごみ処理に関しまして、先日、新聞報道もございました米子市クリーンセンターへの暫定受け入れ問題。これも、回答期限が今年度末になっておりますが、今までですね、早いうちに、できれば22年度中の早いうちに結論を出すと同っております。どのような方向で、あるいは方針で臨まれるのかお尋ねします。

○**管理者**（野坂康夫） 議長。

○**議長**（渡辺照夫） 野坂管理者。

○**管理者**（野坂康夫） 野坂議員のご質問にお答え申し上げます。

エコスラグセンターに関する会計検査院の指摘事項についてでございますけれども、本組合は、このたびの公共下水道汚泥処理に関して、会計検査院の検査対象団体とはなっておりませんで、会計検査院の検査対象団体は、公共下水道汚泥の焼却残渣を同センターで熔融すると計画していた2市、3町、1村でございます。

検査の指摘事項としましては、エコスラグセンターにおいて、予定していた公共下水道汚泥焼却分、焼却灰分が平成19年1月から全て処理されておらず、補助金を投入した効果が出ていない状況にあり、今後、どのような形で処理するようになるのか、などを含めて報告を求められたものと伺っております。

この問題の取扱いにつきましては、現在、本組合で協議中であります可燃ごみ処理計画の方針が決定された後、それを国に報告することとなりますけれども、それを踏まえて会計検査院から見解が示されるものと考えております。

補助金の扱いにつきましては、会計検査院の検査が継続中であるとのことでございます。現時点で何ら指摘も受けていないと伺っております。

次に、平成28年度以降における西部圏域内の可燃ごみの処理計画についてでございますが、平成18年1月20日の正副管理者会議で決定された西部圏域内の可燃ごみ処理計画をもとに、米子市クリーンセンターを活用する場合と新焼却施設を建設する場合の経済面、環境負荷など、さまざまな角度から検討し、現在、鋭意協議中でございます。方向が定まり次第、議会にご報告、ご説明申し上げたいと思っております。

○**1番**（野坂道明） 議長。

○**議長**（渡辺照夫） 野坂議員。

○**1番**（野坂道明） 答弁いただきましたので、追加で質問させていただきます。

えっと、今の管理者の答弁は、昨年来、市議会で質問させていただいております

けど、市長の立場でのご答弁とあまり変化がないと、変わりがないと、こんなふう
に思っております。

これは、市議会の方で尋ねますと、広域の問題であるということで、最終的には、
はっきりした答弁をしていただけない。それで、こちらで伺ったら、もうちょっと
違う答弁が出るのかなと思ったんですけども、まあ、なんら変わりがないと、こん
なふうを受け取めました。

まずですね、会計検査院の指摘は平成20年12月にされておまして、今、2
年が経過しようとしているわけですね。また、クリーンセンターの、米子市クリー
ンセンターの暫定受け入れ問題の回答期限というのも、今年度末という、もう時間
がございません。こういうような中でね、全ての答弁が、今、管理者から出てきた
全ての答弁は、現在協議中というようなことであります。これは、まあ、議会に、
議会に対しまして、責任ある答弁なのかっていうのが、私は甚だ気に入りません。
この2年間、まあ、平成20年12月に指摘されてから2年間ですね、一体ど
ういう協議をされてきたのか、これはもうちょっと詳細に報告していただけない
か。

○事務局長（谷上道夫） はい。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） お尋ねの件の経過につきまして、私の方からご説明申し
上げたいと思います。

平成20年7月1日付けをもちまして、可燃ごみの処理計画の見直しを行います
ために、本組合に広域可燃ごみ処理計画課を設置しました。そして、見直し作業に
着手したところでございます。見直しは、構成市町村と広域の10者によるものと
し、平成20年7月の正副管理者会議におきまして鳥取県西部ごみ処理広域化協議
会設置要綱を決定いただきまして、具体的な取組みを行うことといたしました。具
体的な内容につきましては、担当課長会によります幹事会、そしてまた、副市町村
長の皆様方によります委員会、そして正副管理者によります皆様によります協議会
というそれぞれの会、機関を設置しまして具体的な見直し作業に入ったところでご
ざいます。幹事会におきましては、平成20年9月に第1回を開催して以降、平成
22年1月まで11回を重ねて議論を行って参りました。委員会につきましては、
第1回を平成20年10月に開催し、本年7月1日、第5回を重ねるに至っております。
また、協議会につきまして、今年度に入り鋭意、協議会においてこの見直し
作業の協議を重ねていただいております。

以上でございます。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） あの、開催の実績、開催のね、会議の開催がどうだったかと
かそういうようなことを聞いているわけではなくて、28年度以降の、28年度以

降のごみ処理というものが問われてるわけですよ。そういう中で新しい施設を作るのかどうか、それらも含めて28年度以降のごみ処理を協議するということで伺っている、その協議の中身を聞いております。会議の開催、開催の日程的な話は答弁になっていません。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） 協議の現在の状況でありますけども、それぞれ先ほど申し上げました幹事会、委員会でいろいろ協議を重ねまして、処理フロー案の取りまとめ等々を行っております、そのまとめられました処理フロー案を現在、正副管理者会議の皆様で構成します協議会において検討、協議を行っていただいているということでございまして、現在、まだ協議中であります。

以上でございます。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） ちょっと、ほかに質問、ちょっと角度変えます。

先日の新聞報道で境港市の可燃ごみに関しまして28年度以降、米子市クリーンセンターでの処理を、処理をするということが正副管理者会議で容認する方向で議論されたとありますけど、まずこの事実確認をします。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） お尋ねの新聞報道につきましては、先月23日付けで山陰中央新報で報道された中身かと思いますが、この記事の内容につきまして、おっしゃられました容認の方向で合意されたということでございますけども、この新聞報道につきまして、私ども西部広域といたしましては、取材を一切受けておりませんので、このような取材、このようなコメントを新聞社の方に説明したことは一切ございません。

以上でございます。

○1番（野坂道明） 議事進行。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） いいですか。

○議長（渡辺照夫） はい、議事進行です。

○1番（野坂道明） 新聞の方に報道の方にコメントされたということではなくて、会議の中で、そういうようなことがあったのか、どうなのかそういうことを聞いている。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） はい、現在、容認の方向で合意されたという確認は、いまだされておられません。

以上でございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） また、新聞報道によりますと米子、日吉津を除く1市、7町の処理体系から境港市が抜けると、他の町村の負担金のバランスが崩れ、特に財政力の弱い他市町村に影響が出るという、報道がされています。よって、民間委託には出さない、出さないというような主旨で報道がありました。まず、これは、報道の事実関係は別としまして、最終処分場の処理経費と負担割合は、これはどのようにになっているのかお尋ねします。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） まず、あの、負担割合でございますけども、私どもの本組合の分賦金条例の第3条によりまして分賦金の負担割合が定められております。その具体的な数値といたしましては、別表第2の中に最終処分業務に要する経費といたしまして最終処分実績割合80パーセント、均等割20パーセントと定められております。これに基づきまして、各構成市町村に負担金をお願い申し上げておるものでございます。

ちなみに、先ほどお尋ねがありました実際の額でございますけども、平成21年度決算額におきましては、最終処分費、合計5億1千595万5千円でございますが、内訳といたしましては、米子市が3億3千95万4千円、境港市さんが4千742万7千円、日吉津村さんが1千164万3千円、大山町さんが3千239万7千円、南部町さんが2千546万6千円、伯耆町さんが2千559万円、日南町さんが1千552万円、日野町さんが1千383万円、江府町さんが1千312万8千円、以上でございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 仮にですね、境港市が抜けた場合ですね、均等割というところで影響がありますので、この新聞の報道のように負担割合が変わって、町村に影響が出る。こんなような認識でいいわけですか。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） はい。平成28年度のごみ処理計画につきましては、先ほどから申し上げておりますが、現在正副管理者会議の皆さん方で協議中でございます。

従いまして、報道されましたような28年度以降の計画については、まだ合意にいたっておりませんので、28年度以降、境港市さんが、例えば仮に、そのような方向になるとするならば、エコスラグセンターの管理に対して費用がどうなるのかというのは、今後の検討事項だろうという具合に考えております。

以上でございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 今後の検討と言え、それはそうなんですけども、均等割ということがある以上、ある1自治体が抜けると残りで支えていくわけですから、当然、増えることがあったって、減ることは無いんじゃないですか。こんなような理解でどうなんですか。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） エコスラグセンターにはですね、現在全ての町村の、構成市町村の不燃残渣、あるいは米子市以外の可燃ごみ焼却灰が搬入されておりました、不燃残渣が例えば、仮に先ほど野坂議員さんがおっしゃられますように報道のある通りになるとすればですね、これは境港市さんの方の均等割というのは、不燃残渣が搬入される以上は、均等割はご負担いただかねば、いただくことになろうという具合に思いますし、不燃残渣の搬入割合に応じた実績割りも生じてくるんじゃないかという具合に考えております。

以上です。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） はい。わかりました。

そうしますと、何ともはっきりしない答弁なわけなんですけど、仮にですね、まだ検討されて、検討中、協議中ということで答弁がありましたので、聞かせていただきますけど、焼却施設を新設する場合ですね、平成28年度の供用開始まで、まあ5年しかないわけですね。この5年間の供用開始までの5年間の工程というのは、どんなふうにご考えられておるんですかお尋ねします。

○議長（渡辺照夫） はい、谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） 今後の28年度供用開始に向けた工程ということでございますが、まずは用地選定という問題もあるかと思います。そして、基本計画、基本設計、また環境アセスも1年半ないし2年程度必要だという具合に考えております。

これらを踏まえまして、そして実施計画、造成工事等々から含めると、これにかかわって2年間の建設工事が必要ではないかなという具合に考えております。こういった工期の、最低期間の工期の必要性からですね、各正副管理者の方々に、特に副管理者の方々にありますけども、既存施設の延命化ということも検討しておられるのではないかと伺っております。そういったことを踏まえながらも、副管理者の方々におかれましては、現実的な対応策というものも模索しておられるのではないかと伺っておりますので、それらを含めて計画の取りまとめがなされるのではないかなという具合に考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） えっと、私がちょっと聞いたのはですね、現在もどっちに決まるか、決定してないわけですから、まさに協議されているわけですね。新しい、新しい焼却施設を作るのかどうなのか。違う処理をしていくのかであるならばですね、予定地の選定とか環境アセス、そこからの基本設計から工事に至るまでの、もうちょっと詳細な工程を聞かせてください。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） 例えば、その22年度末までに、今、可燃ごみの計画見直しが決まるとして、それ以降の概略的なスケジュールでございますけども、約、地域計画基本設計に1年弱、あわせまして環境アセスに先ほど申しました1年半ないし2年、そしてまた実施計画の策定について約4ヶ月から半年、これはあくまでも見込みの期間でございます。そして、また造成工事に1年弱、建設工事に約2年というもの、それぞれ重複する期間もそれぞれございますけども、そういった工程を現在は想定をいたしております。

以上でございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 単純に計算すると5年で、足し算したっておさまりませんね。まあ重複して環境アセス等々、重複しながらいろいろやるっていうことなんでしょうけど、5年、何が言いたいかっていうと5年のこういう施設がですよ、5年の期間でトントン拍子にできるのかっていうのが、これが極めて非現実的だって言っているわけですよ。今年の予算に、用地選定の調査費なんていうのは、これ見当たらないですけどね。用地選定、これはなるかどうかわかりませんよ。用地が、用地が一番の問題ですからね。これは、あの、調査関係のたぐいの予算、あるいはこういったような調査というのはされてるんですか。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） まだ建設ということで決まったわけではありませぬので、用地選定の調査費等々についての予算計上は、それは掲載、計上はいたしてありません。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） いや、建設が決まっているわけじゃないですけど、今年度末までには、それも含めてね、選択肢の一つだと言っておられるわけですよ。そうしたら、まあ、じゃあ、いいでしょう。予算、予算は計上してないって言うんであればですね、何らかの予定地の選定に対し、予定地の選定するために何らかの動きが今現在、あるんですか。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） ちょっと繰り返して申し訳ありませんが、現在計画中の協議中のごさいますて、その計画が建設の方針ということには、まだ、いまだ決定になっておりませんので、用地選定ということに関しましてもそれは一切動き等々については行ってはおりません。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 私はね、やはり、あのこういった大変難しいね、処理施設の迷惑施設の建設にあたってね、今年度末まで引っ張ってですよ、後5年間、その5年間も、実際に供用開始までの期間として足りませんよ。こういったようなところで、まだまだ協議中というような答弁をされるっていうのが、一体何なのか、私、それがよく理解できない。そうしますとね、仮に造らないということになると、クリーンセンターの先ほど新聞報道にもありましたけど、クリーンセンターにごみの受け入れをお願いすると、こんなようなところも選択肢の中ではあるわけですね。それ、できるだけ早いうちに結論を出して、地元対策等々をするっていうのが、私は正しい、正しいね、対応だと思うんですけど、今だに、今だに選択肢の中のひとつだと、まあ、否定されない。まあ、こんなふうに、こんなふうに答弁、こんなふうな答弁に終始されているわけですね。これは、私は非常に問題だと思いますので、指摘しておきます。

あの、今までのいわゆる新設した場合の検討っていうのが、全くされないままに選択肢の一つとしてはあると。それは、文言の一つであるだけで、実際には検討した形跡がないじゃないですか。一つもね。これは、問題ですよ。これは、ちょっと指摘しておきますね。これ仮に、私は、このままで行けば、新しい焼却施設っていうのは、建設っていうのは、可能性っていうのは極めて薄い、これは私の個人的な見解ですよ。違ってたら、もう、あと少しで現実問題になるわけですけど、私の個人的な今までの調査した結果、私が思うところは新しい施設の建設って、まずありえないと、私は思っております。そうなってくるとエコスラグセンターの国交省部分ですね、汚泥処理の関係の補助金、これらの返還が指摘されてますね。こうなったときに、受検対象の2市、3町、1村、これらはどんな形で補助金の返還っていうのをされるのか、これはどのように、どのように理解されていますか。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） 2市、3町、1村の方々に對します補助金の返還については、管理者がご答弁申し上げましたけども、まだ、この決定が会計検査院から受けておりませんと伺っております。先ほど、管理者の方が答弁いたしましたけども、この計画の取りまとめにつきまして、これを国の方に報告し、会計検査院がそれを踏まえて見解を示されるという具合に伺っておりますので、まだ決まっていない状態にありますので、2市、3町、1村が、その返還についてどのような対応をされるのかについては、お答え申し上げることはできないということをお詫び申し上げたい

と思います。

以上でございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） まあ、これは、あの、まだ決定、仮の話なので、仮の話なので、答えれないということですけど、これ、会計検査の方からも指摘がありますよね、28年度以降、現実的にこの圏域の全体的なごみ処理を、方針を示してね、合理的に、合理的な結論を導いていただきたいというような指導もあったように聞いておりますけど、なってくると、これはね仮に、仮にですよ、新しい施設を作らないということになれば、会計検査院から指摘されているんですよ。2市、3町、1村ね。これらが、要するに受検対象となりまして、エコスラグセグセンターの建設費に充てられてるわけでしょ。今の補助金の部分がね。その返還っていうところも、出ますよってことは、指摘されてるじゃないですか。だから、額がどうなるとか、そういうような具体的な話ではなくて、そうなってくると2市、3町、1村で協議しながら国費の返還っていうことも、可能性としてあると思うんですけど、どうなんですか、それは。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） おっしゃられましたエコスラグセンター建設に当たっては、公共下水道汚泥の焼却残渣の処理に関わって国土交通省の補助金が建設費として、負担金として投入をされております。それにつきまして言われますように、計画された処理がなされていないということは、確かに、指摘として伺っております。ただ、繰り返しになりますけども、まだ正式、会計検査院の方から、この補助金の対応について正式な見解が示されておりませんので、2市、3町、1村で具体的な、じゃあそれについてどうするのかっていう議論は、その見解の示された後になろうかという具合に考えております。

以上でございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） はい、もうこれ以上、これ以上聞いても答えがでないでしょうから、次にですね、エコスラグセンターに関してちょっとお尋ねしますが、2点目ですね。対応の2点目、ごみの資源化、あと最終処分場の延命化というところについて、ちょっとお尋ねしますが、ごみ処理政策におきまして、近年の大きな流れというのは減量化から資源化へ大きくシフトしてきておりますね。そのような中で、そのような中で、エコスラグセンターのスラグは平成19年から大半がクリーンセンターでもストックヤードが完成したのに伴いまして、21年の6月からスラグの大半が、今現在、路盤材として砕石共同組合に販売されて公共工事等で使用

されていると聞いております。そうしますとね、埋め立て計画で示されている21年3月に策定されました最終処分場の埋め立て計画ですね、これらで示されている最終処分場へのスラグの搬入量は、今後も僅かな、増えるところ僅かな量で推移すると考えられるわけですね。で、全体としては、不燃残渣の全体量、全体としてはね、この、今、スラグが、今現在、最終処分場の計画で、ずっと計画されてます量から、量に対しまして資源化にシフトした関係で、相当量減っていると、埋め立て量が相当量減っていると、そんなふうに私は聞いております。このことは、実際に、実数も含めてですね、延命化にはどんなような影響を与えているのか、まあ、いい効果ですね、どのような効果がでてるのかお尋ねします。

○議長（渡辺照夫） 野坂管理者。

○管理者（野坂康夫） 事務局長から答弁させたいと思います。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） お尋ねの最終処分場に搬入されますスラグの計画数量でございますけども、平成21年3月に策定いたしました本組合の最終処分場、長期埋め立て計画におきましては、本組合エコスラグセンター及び米子市クリーンセンターで生成されます熔融スラグの半分が有効利用され、残りの半分以上を最終処分場に埋め立てるという想定で計画を策定しております。

なお、同計画で熔融スラグの埋め立て想定量につきましては、本組合エコスラグセンターが平成22年度で1,206トン、平成23年度以降が985トンと想定をいたしております。また、米子市クリーンセンターにつきましては、平成22年度で1,767トン、平成23年度以降は1,829トンと想定をしております。スラグの資源化と最終処分場の影響でございますけども、熔融スラグの最終処分場への搬入実績は、平成21年度は米子市クリーンセンターがゼロトン、搬入が全くありませんでした。

本組合のエコスラグセンターからは、632トンということで、平成21年3月に策定いたしました最終処分場長期埋め立て計画で想定されました搬入量と比較いたしまして、約2千100トン、容積に換算しまして約1千350立米に相当いたします量が減少となっております。これによりまして、どの程度、最終処分場の延命化が図られるかということにつきましては、単純計算ではございますけども、約2年程度延命化するものと想定をいたしております。

以上でございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） はい。これは、あの、エコスラグの方に、下水道を含めて焼却灰が搬入されない。それで、不燃物残渣と混焼、混焼できない。まあ、原則1:1ですか、このようところで灰が足りなくなると、混焼できないということで、

不燃残渣が増えてきておると。で、最終処分場に非常に悪影響を与えとると。その実数としては400トン、年間400トンぐらいでしたか、まあ、そんなようなものが増えておるんだというようなことで聞いたりしまして、まあ、それ以上にスラグの資源化ということで、それを上回る量が減量されておりまして、持ち込み量から、まあ、差し引き2年、2年は延命すると、こんなふうに聞いております。

まあ、私も大いにセメント化を始めて、始め、資源化というのは、時代の要請でもありますし、これは、大いにやっていくべきであろうと、こんなふうに思っております。まあ、ちなみにセメント減量化っていうのは、焼却費に、焼却処理に比べて、約半分近くの処理費でできると聞いておりますので、まあ、こんなようなことで米子市は19年からセメント化にいったということですね。

最後の質問でありますけど、まあ、答弁いただいたら再質問があるかもしれませんが、西部圏域の汚泥焼却灰がエコスラグセンターに持ち込まれなくなったために、最終処分場に搬入される、ああ、失礼、これは、もう先ほど聞きましたね。一本で聞きましたね。答弁いただきました。私の方がちょっと、質問、2つあわせてしまして、失礼しました。

そうしますと、私の質問は以上で終わらせていただきますけど、一番にはですね、私は管理者から、どういうものでしょう、もう、きちんとした方向性を示す言葉がいただきたかったなあ、と、こんなふうに思っております。やはり、西部圏域のたくさん市の市町村が、市町村で構成されている組合ですから、いろいろ調整する流れもありまして、大変なご苦労だと思います。それは、本当に認識するところではありますが、問題が問題ですので、地元のクリーンセンターの、地元の対策委員会、3地区で作っておりますけど、河崎地区、加茂地区、夜見地区ですね、これで作っておりますけど、28年度以降は、もうクリーンセンターには、他の市町村のごみは入ってこないんだと思って認識されている方がほとんどですからね、そういう契約でクリーンセンターは稼動したわけですから、今、暫定で、道義的にごみの暫定受け入れをしておりますけど、28年度以降はこないという認識を持っておられますよ。住民の方は。それが、最後の最後まで、いろんな協議がありましたということで、ポンとお願いしますというのが出たときに、地元の反応がどういうふうになるかというのは十分に想像がつくと思います。私は、それは責任ある対応であるとは、決して思っておりません。今からでも遅くありませんので、きちんと、きちんとした方向を一日でも早く示して、しかるべき地元の対応をお願いしたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（渡辺照夫） 次に、平松議員。

○9番（平松謙治） 議長。

○議長（渡辺照夫） 平松議員。

○9番（平松謙治） 境港選出の平松です。

定例市議会に、定例会に当たり質問させていただきます。

先ほどの野坂議員、全く重複いたしますが、通告書のとおり質問させていただきます。

質問は、1点のみです。広域ごみ処理計画についてであります。

平成18年の正副管理者会議で新規ごみ処理焼却場の建設が凍結となり、現有施設の延命化を図り、図るとともに、老朽化が否めない施設については、平成27年度まで暫定的に米子市クリーンセンターで処理することとなっております。と同時に、平成28年度以降の広域ごみ処理計画を本年、平成22年度のできるだけ早い時期に策定するという事としております。本年度も半分以上過ぎましたが、全くその計画の内容が議会はもとより、住民の耳に届いてまいりません。そこで質問いたしますが、この広域ごみ処理計画が現在まで、どのような議論がなされ、計画案がどの程度煮詰まってきたのかをご説明ください。

最初の質問は、以上とし、説明を聞いた上で追求質問させていただきます。

○議長（渡辺照夫） 野坂管理者。

○管理者（野坂康夫） 平松議員のご質問にお答え申し上げます。

平成28年度以降における西部圏域内の可燃ごみの処理計画についてでございますが、平成20年5月に米子市から、大山町中山清掃センターほか2町2施設で処理している可燃ごみを暫定的に平成23年から27年度まで、米子市クリーンセンターで処理することについて、地元関係団体の同意が得られたと、旨の報告を西部広域行政管理組合として受けたところでございます。これによりまして、同年7月に本組合に広域ごみ処理計画課を設置いたしまして構成市町村とともに、可燃ごみ処理計画の見直し作業に取り組んできたところでございます。

具体的な状況でございますけれども、現在までに、先ほども事務局長の方からも説明がありましたが、西部圏域の清掃事務担当部課長による幹事会並びに副市町村長による委員会の開催を重ねまして、米子市クリーンセンターを活用する場合と新焼却施設を建設する場合の経済面、環境負荷など、さまざまな角度から検討してきたところでございます。本年度に入りまして、正副管理者会議協議会で協議を重ねておりまして、現在鋭意協議中でございます。方向性が定まり次第、議会に報告、説明申し上げたいと思っております。

○議長（渡辺照夫） 平松議員。

○9番（平松謙治） 全く具体的な、あの、状況の説明が先ほどと、野坂議員の質問に対してと同じようになかったわけですが、具体的に考えられる方法について、ちょっと聞いてみたいと思うんですけども、まず、米子市クリーンセンターに委託する場合のことでお聞きしたいと思います。

米子市クリーンセンターの運転方法ですけども、現在、24時間運転をされてい

ると思いますが、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） はい。そのように私の方も伺っております。

○議長（渡辺照夫） 平松議員。

○9番（平松謙治） はい。ちょっと、米子市さんの話になって恐縮です。そうした場合、継続運転、継続運転、いわば24時間運転した場合と、仮に点検整備で炉を落とした場合と、これは設備、コストにはどのような違いが生じてくるのかをご説明いただければと。現状認識という分をお願いいたします。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） 私の方で伺っておりますのはですね、米子市クリーンセンターは3炉運転をしておられると伺っております。3炉運転で1炉、点検修理ということで2炉運転、あるいは時期的によりまして3炉運転の時期もあるやに伺っております。これの全て、例えば1号炉、2号炉、3号炉それぞれローテーションを組んで運転をしておられると、いう具合に伺っておりますので同時に、全部炉を中止ということは、伺っておりませんので、その運転経費については、ちょっと私どもの方では、掌握はしておりません。

以上でございます。

○議長（渡辺照夫） 平松議員。

○9番（平松謙治） ちょっと質問が悪くて申し訳ございません。仮に1炉、その1炉を何かしらの理由で24時間運転をしない場合と、24時間運転で回した場合と、えーとですね、耐火材等の、耐火材等のなんて言うんですか、換える時期っていいですか、その耐久性っていうのは、どのようなご認識をお持ちかお聞かせください。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） えーと、ちょっと、その耐火材の関係につきましては伺っておりませんが、先ほど申し上げました3炉運転で運転をしておられまして、例えば1号炉が何ヶ月間、24時間連続で運転される、2号炉も24時間運転で何ヶ月間運転されるその一定期間運転後、点検だとか修理等の期間で、休炉を1号炉については休炉される、また運転を再開される、で、それを3炉の組み合わせで運転をしておられるということを伺っております。

○議長（渡辺照夫） 平松議員。

○9番（平松謙治） ちょっと、まあ、質問が、質問の意図がなかなか伝わらなかったのもありますけども、この西部広域の行政改革大綱の実施計画の中で米子市、米子市クリーンセンターから発生する焼却灰のエコスラグセンターへの一括熔融処理の可能性について検討するという項目があります。これは、要はエコスラグセンターで、エコスラグセンターじゃないですね、米子クリーンセンターで灰を焼いて、

エコスラグセンターに後で持って行って、溶融するということを検討するということですが、私自身は、これ自体が全く無駄であると、なぜそこまでしないといけないのかと、というような考えを持っておりまして、その米子市クリーンセンターで発生した焼却灰をエコスラグセンターに、(エコスラグセンター)で一括溶融した場合のメリット、デメリットというのを教えていただけませんか。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） おっしゃられました行革大綱に掲載しております事項につきましては、本組合で行革大綱を策定する際にですね、当時の企画担当課長会のメンバーで検討したんですけれども、その中で、現在西部圏域に灰溶融施設が2つ施設がある米子市クリーンセンターとエコスラグ、私どものエコスラグセンターこの2つの存在というのがいかなものか、経費的に、じゃあトータル的にどうなのかというところで、検討事項として掲げられたものでございます。その後、先ほど申し上げました平成20年から今の可燃ごみ処理計画の見直し作業に着手した経過の中で、これについて検討もするというので、検討した経過がございます。

以上でございます。

○議長（渡辺照夫） 平松議員。

○9番（平松謙治） 私、この米子クリーンセンターから発生するその焼却灰をエコスラグセンターに持って行くというのは、結局、エコスラグセンターの運用を継続するという話が前提にあるように思っております。結局、先ほど、野坂委員からもありましたけれども、焼却灰が足りないと、ただ実際に西部広域の全体としてのお金を考えた時にですね、予算を考えた時に、そんな不条理なことをする必要があるのかなと、実際、米子市クリーンセンターさんの、(米子市クリーンセンター)から仮にですね、先ほど24時間運転の話を見せてもらいましたけれども、現実的に米子クリーンセンターさんで燃やしたものを一度、炉を止めて、またそれをエコスラグセンターに持って行くということを検討する必要があるのかなと。全く、必要性を感じないんですけれども、そのメリット、デメリットというのをもう一度、ちょっとお聞かせしてもらえませんか。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） 先ほど申し上げました検討に着手したのは、あくまでも両方の溶融施設の存在について、コスト削減ができないかという視点で検討に着手したわけですが、メリット、デメリット等につきましては、まだ、検討、これは検討して結論が出ておりませんが、先ほど言われました米子市クリーンセンターの炉を止めて灰を出すということではないようでございます。米子市クリーンセンターでは、先ほど申し上げました24時間運転で連続運転をしておるようでございますけれども、焼却と溶融炉があわせ持つ施設でございます。で、焼却する過程の中で焼却灰が溶融炉の方に行きますけれども、溶融炉の補修点検を年間で一定期

間する場合があるという具合に伺ってまして、その溶融炉の停止期間において発生する焼却灰を搬出することは可能だと。焼却はそのまま、ずっと継続しながら、溶融炉は止めますけども、その間に焼却炉から溶融炉に行く過程の中で、焼却灰を途中で搬出することは、技術的には可能だということは伺っております。

以上です。

○議長（渡辺照夫） 平松議員。

○9番（平松謙治） 私は、あの、これが大変、あの2重のコストかなというように感じております。で、まあ、今、私がお話ししたのは、米子クリーンセンターさんで是非、一元化していただければな、という思いの中の話ではありますけども、これに関しては、基本的に米子市さんの、米子市の住民の方のご同意がいただけないといけないことだと思います。ただ、この西部広域行政管理組合の議論というのは、本当、全く議会、そして住民に伝わってまいりません。実際に、幹事会も数多く実施されて、処理フローも、ちなみに21年度の決算に係る主要な施策の説明書の方でも、処理フローというのが何度か出てきておりまして、幹事、委員会の方でも検討されているということで、実際フローが出てるとは思いますけども、そういうものも一切耳に入ってまいりません。是非とも、公の場で活発な議論がなされるように期待して、質問を終わります。

○議長（渡辺照夫） 以上で通告による一般質問は終わりました。

ほかにないものと認め、一般質問を終結いたします。

~~~~~

## 第5 議案第14号から議案第17号

○議長（渡辺照夫） 次に、日程第5、議案第14号から議案第17号までの4件を一括して議題といたします。

これより4件に対する質疑に入ります。

まず、質疑の通告がありますので発言を許します。

遠藤議員。

○7番（遠藤 通） 議長。

○議長（渡辺照夫） 遠藤議員。

○7番（遠藤 通） 質疑ですが、平成21年度の一般会計の決算認定の議案について質疑をさせていただきますけれども、私のこの質疑の観点は、21年度の政策評価、あるいは事務の効率化という観点でお聞きをいたしますので、ご了承賜りたいというふうに思って、まあ、その前に、先ほどのおふた方の一般質問を聞いておりまして、この広域事務というものの仕事と、米子のクリーンセンターというものの仕事というものが同じ土俵の上で、同じような形で議論をされているということは、いかがなものかなという、私は少しばかり違和感を感じました。特に質問され

る側の問題じゃなくて、答弁される側の方が、自分たちの事務のように同じように受け止めておられるような印象を与える答弁があったじゃないかなど、こういうふうに、まあ、思っております、そこのへんはですね、少し整理をしていただいて、論議をしていただかないとですね、何となく、しっくりいたしませんので、前もってご注意を申し上げておきたいと思います。

そこでですね、わたしが最初に質疑をいたします中身は、行政改革の実施状況についてでありまして、で、その中でですね、今も平松議員からご指摘がされましたけれども、この行革大綱の中に、可燃ごみ処理及び焼却灰の処理体系の検討という実施項目の中で、クリーンセンターから発生する焼却灰の広域エコスラグセンターでの一括熔融への可能性ということの問題ですね、これは重複いたしますけどもね、これはね、どのような意味でね、この大綱に盛り込まれ、今日までどのような観点で取り組まれてきているのか、これを一つですね、伺っておきたいと思うんです。で、それ、なぜ、そのようなことを言うかといいますとね、これはずいぶん前から話なんで、私も情報を耳にしとったんですけども、米子市の現場の実態から申し上げますとね、これが広域の段階に、この行革大綱の中に、なんですべり込んでいったのかなど、これがちょっと解らないですよ。で、米子市の方が熔融施設を持つとって、これは使わん方が、米子市がメリットがあるんで、広域さん、一つ広域の熔融施設の中に一緒に持っていけるようにしていただけんかと、いう話があることということと、クリーンセンターの施設の熔融施設と、広域の熔融施設とを同列にして、2つを一つにしますという議論がかみ合うのかどうなのか。これ、仮にですね、米子市のクリーンセンターを使うことを止めてですね、広域だけにいっぺんにするっていうことになると、米子市の熔融施設を止めることになりましてね、あれに20数億かけた米子市の施設の負担部分というのは、一体、誰が負担するのかと、こんな問題にまで発展しませんかと思うんですね。まあ、市長兼管理者ですから、どうお考えになっているか知りませんが、私はそういうことも含めて考えてみた時に、なんでこれが同列のごとく大綱の上に載るのかと、いうことが出てくるんじゃないかと思うんですね。で、そこのへんに、一つ疑念をいただいております。仮に、そういうことがあれば先ほど申し上げたことと、現場におけるですね、施設改良費に大きなお金がかかります。こういうことも出てくるんですね。だから、そういうことのトータル的なものを考えた中で、検討課題として、されたのかどうなのかね、これは非常に疑念を感じておりますので、今日までの取組状況、これについてですね、お聞かせいただきたい。

それから、もう一点はですね、同じ行革大綱の問題なんですけども、この中で、特に私が注目しているのは、職員定数の適正化問題。その中で、4つほど、この検討されてる課題がありますけども、最初にお聞きしたいのは、定員適正化計画の策定の中で、事務事業の整理、効率化の計画となっていて、進捗状況では、事務事業

の点検とありますね。この事務事業の点検というのをですね、どういうふうに取り組まれてきているのか、これを伺っておきたいと思うんですね。

それからもう一つはですね、経常経費の節減ということがありまして、この中に計画ではですね、事務事業に関わるコスト意識を持って、このことが強調されていますが、目標効果額がですね、平成22年度までの5年間で1億円とされていて、進捗状況ではですね、平成22年度を含めて8億2千711万9千円という報告が載っておりますが、これは各年度ごとのですね、経常経費効果で見た場合には、どのような数字になるか。一般的に財政効果額というのですね、経常経費額ではない数字になってきておるわけですね、そうじゃなくて、各年度ごとの経常経費額という場合には、どのような効果額、効果があがっているのか、これをですね、お示しをいただきたいと思うんですが、ご報告求めたいと思いますね。

えーと、それとですね、次はですね、これも先ほどの一般質問と兼ね合いますけれども、このごみ処理広域計画の策定状況、これが報告に載っておりますけれどもね、先ほどの議論を聞いておってね、非常にわからないところがあるんです。つまり、広域でですね、ごみ処理計画をやるという課題は、一体何なのか、何でありますかということなんです。先ほど、管理者はですね、クリーンセンターを利用する場合と、それから新施設を計画する場合の2つを検討課題の柱にしていると、こうおっしゃいましたよね。私はね、この中で一つだけ疑問に思うのはね、クリーンセンターを利用する場合ということ、広域で議論することなんでしょうか。まあ、米子市長兼管理者ということはわかりますけれども。こういうやり方はね、前回の暫定処理の時もそうだったんですけども、米子市議会の中でいろいろ議論をしてもですね、市長はですね、広域の方向が定まっておらぬのに米子市議会の中で、私から語ることはできませんと、かたくなに拒んでましたですね。で、結果的に、広域の中で方向性が合意された結果、今度は、地元対策委員会に向かっては、どういう言葉で説明されているかということ、市長としての説明じゃなくて、広域で決まったから地元の皆さん、いかがでしょうかという説明に変わってきちゃったんですね。これ、私もちょうど近くにいますけれども、地元の住民の皆さんから見るとね、何か違和感を感じてらっしゃるんですよ。国や県や、いうところが決まるとるんだから市町村は飲めよと。これと同じ論議じゃないかと思うんです。そうじゃないでしょ。クリーンセンターは米子市独自の施設であり、その施設責任者は市長さんなんです。それが、広域の土台に施設が提供されて、そげして一緒に、ここ使わかという議論なら、これはいいですよ。権者が全然違う施設の課題を、全く広域の圏の皆さん方の権限が及ばないことに対して、同等に議論をしてですね、検討課題の一つだと、こういう論理はね、いささかおかしいんじゃないかと思うんですよ、私は。まあ、このへんのところ、どう考えていらっしゃるかということがありますが、そういうことも含めて考えてみるとですね、私は、今、広域で検討される課題というのは、広

域で施設を造るのか造らないのか、これが一つだと思うんですね。さもなければ、それぞれが自力で、処理する方向を検討していくということにするのか、どうなのかと、これが2つ目になりますね。で、3つ目は、米子市のクリーンセンターと、新聞で報道されるように委託契約をするという自治体の方がいらっしゃるとするならば、それは広域の議論じゃなくて、米子市と直接入れる契約をするという議論をされることじゃないんですか。まあ、そのこのところの整理がですね、どのように正副管理者の中で、議論されてきているのか、これを伺っておきたいですね。で、もう一点は、現状の見直し作業の中で、広域圏のそれぞれの団体のごみの日量の収集量、これについてのデータが多分出揃っていないかと思うんですけども、どのような推計になっているのか、さらに、28年度以降のそれぞれの広域圏の団体の皆さんのごみの減量化に向けた将来推計というものは、どのように検討されているのか、この2点をですね、私にご報告求めます。できれば、この資料を公表していただきたい。こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

**○議長**（渡辺照夫） 谷上事務局長。

**○事務局長**（谷上道夫） お尋ねの件につきましては、私の方からご説明申し上げます。

まず、エコスラグセンターでの一括溶融処理の可能性を検討するという行革項目についてでございますけども、それにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたけども、当初、行革大綱策定段階におきまして、本組合の中で、検討項目とさせていただいたのは、いかにコスト削減ができないかという視点から、検討項目として掲載をされたものでございます。これが、平成18年度からでございます。その後、先ほど申し上げましたけども、平成28年度のごみの処理計画の見直しに伴って、西部圏域の可燃ごみ処理焼却灰の溶融処理についての検討といたしたものでございますが、今日まだ、ごみ処理計画が協議中でございますので、その結論には、まだ至ってはおりません。

次に、行政改革大綱実施計画の定員適正化計画策定におきます事務事業の点検の取り組み状況についてでございますが、平成21年度中におきましては、定員適正化計画の策定には至っておりません。現在、本組合の施設管理等のあり方につきまして、検討を行っているところでありまして、今後、結論が出次第、早急に定員適正化計画の策定に着手することといたしております。

次に、行政改革大綱実施計画進捗状況の資料に記載しております経常経費節減の効果額につきましては、各年度の経常経費の額を行政改革の取り組みを行う前の平成17年度の経常経費の額と比較して算出したしました効果額を記載しております。別紙の経常経費の節減の主な節減内容資料にポツ印、ポツの印で記載しております減額説明事項は、対前年度と比較した主な内容を記載をいたしております。この年

度別効果額を、それぞれの年度の前年度の経常経費の額と比較いたしますと、平成18年度の効果額は1千942万2千円、平成19年度の効果額といたしましては869万9千円、平成20年度の効果額につきましては1億6千521万9千円、平成21年度の効果額は2千427万1千円となっております、この方法によりまして算出いたしました平成21年度までの効果額は、2億1千761万1千円となっております。

続きまして、ごみ処理広域化計画の策定状況でございますけれども、これまでもご説明申し上げておりますが、見直しの課題につきましては、新焼却施設の建設並びに米子市クリーンセンターの活用を含んでおりまして、可燃ごみの処理システム全体を西部圏域の可燃ごみの処理システム全体を見直すこととして、検討を進めております。従いまして、新施設の建設事務の解除の可能性も含んでおるものとなっております。

次に、平成28年度以降の可燃ごみ処理計画策定の結果によりまして、失礼いたしました。平成28年度以降の可燃ごみ処理計画策定までは、私ども本組合の事務とされておりますが、その計画内容によりましては、関係市町村間の事務委託方式となる可能性も想定をされます。

次にお尋ねのごみ処理、ごみ量に關しましての実績並びに将来推計につきましては、本計画の見直しに着手いたしました段階では、平成22年度推計値及び平成27年度推計値、以降42年度までの5年間隔で推計いたしております。22年度推計値、27年度の推計値につきましては、22年度は日量約186トン、27年度におきましては、日量約180トンと推計いたしております。28年度以降につきましては、推計値は申し上げませんが、減少傾向となることを推計いたしております。

以上でございます。

○7番（遠藤 通） 議長。

○議長（渡辺照夫） 遠藤議員。

○7番（遠藤 通） まあ、あの、クリーンセンターのですね、この溶融炉と広域エコスラグの溶融炉の問題についてはね、私は、無駄な時間をかけて、無駄な仕事をされん方がいいと思っておりますよ。で、もしも、そういうことが絶対的にしないといけないと協議をされたならば、米子市の財政負担を広域で持っていただけますかと、まあ、こういう議論が出ますから、また無駄な事務の仕事をせんように、ご忠告を申し上げておきたいと思っております。

それとですね、あの、職員の適正化問題についての方向性については、定かじゃないようですが、私はここであえてですね、お聞きしておきたいと思うのは、これは、各自治体でもですね、この職員の意識改革ということは、よく使われておるんですね。行政改革の中でもね。で、広域も同じだろうと思っておりますが、まあ、

最近のですね、やっぱり公務社会においてもですね、公務意識の低下っていうのは、もうこれは、大変指摘は、社会的に指弾を受けるぐらい問題になっている部分もあるんですけども、そういうことも考えてですね、私はこの意識改革というのをどう展開していくのかという。ただ項目をですね、並べ立てとったってね、これは実行力が上がらないと思うんですね。これ議会で言われるたびごとにですね、意識改革果たしますって、いくら答弁しとったって、これ実行あがらないと思うんですよ。問題は、その手立てをどういうふうにして展開をしていくのかということだと思うんですね。これ、わたしはですね、十分なヒントにならんかと思っておりますけど、意見として付け加えさせていただきますが、私は、今、職員の皆様方ですね、実態を見ておましてね、やっぱり毎日仕事をしていることの中身というものをどう毎日、自分が認識しているかということだと思うんです。ただ8時半から出て、5時まで、職場に入って、机に並んだ書類を片付ければいい。人から言われたことを右から左に流せばいい。こんな感覚があるとすれば、そこの中に、いくら意識改革を求めたって、意識が定着しないと思うんですよ、その、仕事そのものも。私は、箇条書きでもいいから、例えば毎日、公務日誌、こういうものをですね、課や係や担当者が毎日、こう、つけていくような癖をつけさせていったらですね、そこに意識が芽生えるんじゃないかと思っております。「今日は、誰々さんから、こういうことを言われた。」だけでもいいから書く。あるいは、「上司から、こういう指摘を受けた。」ということも書く。「今日は、こういう仕事を重点的にやってきた。」ということを書く。こういうことをしながらですね、これを積み上げていくことによって、初めて、今、自分がどんな仕事をしているのか、これは、本当に公務の仕事なのか、これは、ほんとに広域的な仕事なのか、こういうことを悟るようになっていくんじゃないでしょうか。つまり、仕事の復習を、ずっと位置づけていかせなかったならば、私は意識改革なんて結びつかないと思っております。まあ、いうことを思いまして、あえてこの意識改革をされているのであるならば、どういう手立てを持ってやられるのか、ということの中で、そういうことも含めた検討をされたらいかかなという思いからお伺いをいたしました。まあ、これは、されるかされんかは、まあ、今後ご検討されればよいというふうに思っておりますが、まあ、そういうふうに思いますので、あえて意見を言わせていただきました。

そこでですね、今度、ごみ処理計画の問題なんですけども、これ、今、先ほど局長からの答弁にあった将来推計に向けたですね、資料で日量、平成25年度に186トンで言われましたかね、27年度が180トンですね。これは、米子市も含めたものなんですか。米子市は、除いたものなんですか。ちょっと、立ったままで申し訳ないんですが、聞かせてもらえませんか。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） これは、米子市も含めた西部圏域全体の推計値でござい

ます。

○7番（遠藤 通） 議長、すいませんでした。

○議長（渡辺照夫） はい。遠藤議員。

○7番（遠藤 通） そうなってくるとね、どうなんでしょうな。私も地元において、最初の1号機、2号機を反対してきて、あの、米子市以外のごみを入れんという形の住民標記の宣伝を担いだ一人なんですけども、今日のですね、やっぱり、この財政状況なり、広域圏の抱える主要な課題の一つであるこのごみ処理問題についてね、米子市を含めて日量180トンだということになりますとね、今、3炉で運転しとるのですね、日量の焼却の総数は270トンなんですよ。差し引きすれば、おのずと方向性が見えるんじゃないですか。2炉連続運転し、1炉を休憩運転しますけれどね、それでも1日の焼却量は185トンなんですよ。この数字は間違っていないと思っております。

そうすると、米子市を含めて平成27年度は180トンだということになるとね、新設計画の議論をあえてするような状況にありますか、これ。いや、米子市は、米子市さんの財産だから広域は口出さん。いや、広域は広域で、米子市さんの180トンの中のおおよそを除いたもんで新設計画をする。これは、議論をされるのは結構ですよ、これ。それだけお金があって、余裕があると。そこのへんの物事を考えていただいたらいかがなものでしょうね。それで、結論は、こう、先ほど申し述べましたように、国や県が決めたから市町村聞けよというようなやり方でやっていかれますとね、地元の皆さんは、とてもじゃないが納得されんと思いますよ、これ。問題は、米子市長さんが、米子市のクリーンセンターの維持管理を含めて、米子市が西部圏域のリーダーシップを問うという行政区の長として、どのように地元の皆さん方にクリーンセンターの施設運用というものを展開されていくのか、こういうことをですね、明確に地元の方々と時間をかけて議論をされれば、クリーンセンターの方向性というものを、これは米子市の中で方向付けをされれば、おのずから何か見えてくるもんがあるんじゃないでしょうか。そういうことが、まず、私は、この問題を早期に解決していく一つの近道だと思いますよ。地域の3校区の皆さん方も、状況について今までの暫定処理の状況、経過から見て、全く状況を掴んでおられない状況ではないと思っております。

いろいろ動いておられるのをよく知ってますよ。だから、そこは政治の、政治家としての、政治の役割じゃないでしょうかね。役人根性で、今のような議論をやったら、もっと反発しますよ、これ。僕だって反対しますから。違和感を感じます。けども、善哉的な政治の世界という中で話をしていくならば、お互いが社会において、どう生きるかということを含めて、いろんな幅広い議論があるんじゃないでしょうかね。いうふうに思っておるわけなんですけど、そういう方向で、少しこの広域の処理計画の方向付けというものを、もう少し論点を絞られて、そうして早

い時期に、そして時間をかけながら、やるべきところはやるというような流れを作られることが、私は大事じゃないかと思っておるんですけども、そういうことを含めた議論というのは、今日までされてきているのかどうか。これ伺って終わりにします。

○議長（渡辺照夫） 谷上事務局長。

○事務局長（谷上道夫） 最初に行革のからみとクリーンセンターの関係につきまして、私の方からご答弁を申し上げます。行革大綱の項目の中での公務意識、私ども職員の意識改革をどうやって取り組むのかというご質問でございますけども、西部広域の中におきましては、意識改革におきまして、いろんな研修会が開催されますが、それに、研修会に積極的に参加をいたして職員の意識改革に取り組んでおりますし、また、他市町村での事例に基づきまして、ことあるごとにその事例に基づきました対応策等々も含めて、職員に周知徹底しながら意識改革を行っておるところでございます。

それから、次にクリーンセンターの関係でございますけども、先ほど遠藤議員さんから日量185トンということをおっしゃられました。私どもが米子市の方から伺っております数字はですね、米子市クリーンセンターは基幹改良、基幹設備改良工事を行いますことによりまして年間7万2千500トン、日量に換算しますと198.8トンが適正処理量と伺っておりますことをご答弁させていただきたいと思っております。

それから、ごみ処理計画の検討状況につきましては、遠藤議員さんがおっしゃられますように、今、現在協議中でありまして、いろいろな課題について、絞り込んだ議論が正副管理者会議の中でなされておりました、まだ、その取りまとめが、まだ現在なされておられませんので、取りまとめがなされ次第、また皆様方には、ご説明申し上げるということになろうかと思っておりますけど、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺照夫） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにないものと認め、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております4件の議案のうち、議案第14号については、民生環境常任委員会に、また議案第15号及び議案第16号については、総務消防教育常任委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。

議案第17号については、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

そのように決しました。

ただ今、設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番 野坂議員、4番 笠谷議員、6番 伊藤議員、8番 松下議員、10番 橋井議員、11番 野口議員、13番 長谷川議員、以上7名の議員を指名し、選任いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時22分 休憩

午後4時06分 再開

○議長（渡辺照夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

先ほどの休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われました結果、委員長に伊藤議員が、副委員長に松下議員がそれぞれ決定した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

これより4件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。

始めに、総務消防教育常任委員会の審査報告を求めます。

福原委員長。

○14番（福原 實） はい。

○議長（渡辺照夫） 福原委員長。

○14番（福原 實）（登壇） 総務消防教育常任委員会の審査報告を行います。

当委員会に付託されました議案2件につきましては、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、議案第15号 専決処分について、鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第16号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、審査報告を終わります。

○議長（渡辺照夫） 次に、民生環境常任委員会の審査報告を求めます。

野坂委員長。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂委員長。

○1番（野坂道明）（登壇） 民生環境常任委員会、委員長報告をいたします。

当委員会に付託されました議案1件につきまして、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、議案第14号 専決処分について、平成22年度 鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算補正第1回については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（渡辺照夫） 次に、決算審査特別委員会の審査報告を求めます。

伊藤委員長。

○6番（伊藤ひろえ） はい。

○議長（渡辺照夫） 伊藤委員。

○6番（伊藤ひろえ）（登壇） 決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成22年第4回組合議会定例会において、当委員会に付託されました議案第17号 平成21年度 鳥取県西部広域行政管理組合一般会計等の決算認定について、休憩中に委員会を開き審査いたしました結果、審査に相当の時間を要するため、閉会中の継続審査にすべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（渡辺照夫） それでは、ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） 別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第15号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第16号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を議題といたします。議案第17号については、決算審査特別委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件については、委員長の申し出のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって本件は、閉会中の継続審査にすることに決しました。

~~~~~

閉 会

○議長（渡辺照夫） 以上で本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成22年第4回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会をいたします。

ご苦労様でした。

午後4時12分 閉会

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長 渡 辺 照 夫

同 議員 野 口 俊 明

同 議員 平 松 謙 治

平成 2 2 年 1 1 月 2 日

平成 2 2 年第 4 回鳥取県西部広域
行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会